

しかしながら基地交付金の一般会計に占める割合は、年々鈍化傾向にありますことは御指摘のとおりでございます。こういう状況を打破してまいりますには、何と申しましても基地交付金、国の予算の大幅な増額を図っていただくことが必要不可欠なことでございまして、議会及び全国関係自治体ともども、強力な運動を展開してまいったわけでございますが、本年度は決して満足すべき額ではございませんけれども、十億円を増額が図られた次第でございます。今後とも御指導、御協力をいただきつつ、増額のための運動を粘り強く継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

また、周辺整備法の改正につきましては、私もその必要性を強く感じておるところでございまして、国及び全国基地関係協議会に對しまして、抜本的な法律改正をされるよう強く要請しているところでございますし、基地対策特別委員会におかれましても、機会あるごとに強く要望、要請をさせていただいておりますのでございます。

おかげさまで国におきましても、本市の置かれた状況や要請につきまして、大変よく理解されてきております。例えば福生駅橋上化のきっかけとなった西口広場公園の都市緑地という新たな発想の中での採択や、学校の木製内窓のサッシ化、住宅防音における空調機器の更新、あるいは電気料の一部助成化、周辺対策の多目的広場としての無償貸付、新設される福祉センターの一部となる老人福祉センター及び保健相談センターは、一市町村一カ所という原則の例外採択、拜島駅構内における歩道橋としての熊川・松原線の例外採択等、法律改正には至ってはおりませんものの、現行法の運用改善を積極的に図っていただく中で、全国に先駆けて採択されておりますことは、運動の一つの成果ではないかと考えておるところでございます。

また仄聞するところによりますと、非公式ではございますが、法改正につきまして防衛施設庁内部におきましてもいろいろと検討されているやに伺っておりますのでございます。しかしながら、御承知のとおり周辺対策予算の抑制等、現在国の財政状況は大変厳しい時期でございまして、このことが法改正を進める上での最大のネックになっていることも事実であります。

また、法改正運動に取り組んでいるのは、全国的にも本市のみという状況でございしますので、今後は全

国の基地関係協議会にも積極的に働きかけると同時に、いずれ一般歳出の抑制措置も見直せる時期が来ると思っておりますので、引き続き議会の御協力をいただきつつ、強力にかつ粘り強く法改正運動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、二点目の米軍基地だけのサミット呼びかけの考えについてでございますが、本件につきましては基本的に基地関係、国予算の大幅な増額が図られることが、何よりも大事なことでございますし、また全国基地協議会及び防衛施設周辺整備全国協議会との整合性も十分考慮をしなければならぬことであると思っておりますが、大変貴重な御提言をいただきましたので、米軍基地所在市町村の首長とお会いする機会もございしますので、ぜひお話をしてみたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それから次に、火災罹災者に対する援助について、御答弁申し上げます。まずこの見舞金並びに見舞い品についてでございますけれども、見舞金につきましては平成三年度当初に改正をお願いいたしまして、引き上げを実施いたしましたので、よろしく御理解をいただきたいと思います。またこの見舞い品につきましては、日本赤十字社東京支社からの救援品として、全半焼の場合には毛布を世帯員の人数分と、日用品セット、一世帯当たり一個の支給を行っております。御指摘の季節に合った救援品につきましては、今後十分検討させていただきたいと思っております。

また、収容施設についてでございますけれども、御指摘をいただきましたとおり昭和五十五年に一般質問をいただいた経緯がございます。今後は市内の公共施設等の中で火災時に一時的に活用できる施設が確保できますよう、努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、下水道事業についてでございますけれども、一点目、自区内処理の場所と予算について御答弁申し上げますが、し尿の自区内処理につきましては、六月定例会の中でも御答弁いたしておりますところであり、西多摩衛生組合構成団体三市一町それぞれ平成六年の四月から、自区内処理をすることとなっております。そこでも自区内処理の原則に沿って、市内に処理施設を設けると等について検討しているところであります。設置計画に当たっては東京都、清掃局等への相談及び指導

を受けてまいったところでありますが、その中でも例えば東京都として、し尿処理施設に対する補助金について、下水道が普及し、ますます遊休化していくことが明らかである施設に対し、同じような規模の施設を各市町が個々に設けることは、財政面上、また技術面からも好ましいことではない。ほかにもっと違った方法等が考えられるのではないかとといったような指摘がございました。現在清掃局等を含め調整を図っていることもありまして、しばらくお時間をいただければと考えるところでございます。

なお予算については、平成五年度に計上したいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたしますと存じます。

次に、二点目の未水洗化の取りつけ見通しについてでございますが、昭和四十八年に工事に着手以来、約八十三億円の巨額な費用を投入いたしましたして、延長約百四十九キロメートルの管渠を十三年間にかけて布設して、公共下水道汚水管整備事業の一〇〇％を完成いたしましたわけでございますが、水洗トイレの普及は福生市を中心に、昭和五十三年に供用開始し、その後全地域に供用開始範囲を広げ、その間融資のあっせん及び補助金制度等を設け、普及に努めたところでありますが、依然として未水洗化家屋が残っているということは、甚だ遺憾であると存じておるところでございます。

ところで水洗化ができない理由としては、借家人が水洗化を希望しているが、家主が承諾しない。また水洗化すると家賃の値上げにはねかえるので、借家人が希望しない。また家屋の老朽化による建てかえ計画等が主な理由であり、全体の九三％をそういったような理由が占めておるところでございます。したがって、これは人の利害がいろいろと絡み合う問題でありまして、御指摘のように平成六年三月三十一日をもって、西多摩衛生組合のし尿処理が終わるということを踏まえ、それまでの間にできるだけの多くの水洗化に向けて積極的に努力し、取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

最後に雨水対策についてでございますけれども、枝線の完了見通しについてでございますが、当市の雨水管事業計画は、本町、中央、立川第二、加美平の四排水区をあわせまして、六百六十一・四ヘクタールの排水面積がございます。昭和四十八年度より事業に着手し、順調に進んでおり、認可延長七万四千九百

二十六メートルに対して、平成三年度末で二万一千七百四十四メートルを布設いたしましたして、整備率は二九％でございます。

また過去三回の事業認可変更を行い、特に三回目の認可変更の際しましては、宅地化の進行に伴い、流出係数を〇・五から〇・六五に変更した経過がございます。このことは流出量の増が見込まれることとなります。

さて、雨水管布設事業は、幹線事業と準幹線事業に分けますと、御指摘の枝線は準幹線事業に含まれるかと思えます。したがって、幹線事業の下川改修事業は平成五年度をもって完了いたしますので、今後は準幹線事業に力を入れてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても枝線の部分は比較的低地であり、豪雨のときには約十二地域の住民の方々から、道路冠水等の苦情が寄せられております。これらの地域は、流末管がないので、吸い込み槽等で雨水処理をしているのが現状であり、今後は既設雨水管との整合性を取りながら、整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。以上で、宮沢議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○二十二番（宮沢良一君） 自席から要望、質問をさせていただきます。

最初の基地問題についてでございますが、今市長さんが答弁されたように一生懸命福生市としては防衛に行っており、いろいろ頑張っておられることはよくわかります。事実、私も七月に基地対策委員として防衛施設局に行ったときに、大体基地対策委員の議員もこれとこの問題は何としても防衛にひとつ頑張りたい、ただきたいというような、いつもそういう形で行って、強い要望と、苦情の一つも言ってお願ひするわけですが、今回この七月に行ったときには、まるっきり今までかつて経験のなかったような、約一〇〇％近い防衛施設局の回答を得たと。これはやはり日ごろ市長さん初め担当部課長が一生懸命やっておられるなということを目の当たりに初めて、長年私も基地対策をやっておりますけれども、感じました。市長さんにも二期目に入って、いよいよ実力を出してきたと、このように実感として感じたわけです。また答弁の中

しかし同じ運動も時代とともにやはり変えて、時代とともに変わっていくのではないか。先ほどの市長

さんの答弁の中にも、福生に対しては理解を示していると、もちろん理解をしてもらわなければ困るわけ、東京のと真ん中で、中国の基地がある過疎地と違うわけです。そういった中で理解してもらわなければ困るわけですけれども、今、要するに過疎地で自衛隊さんいらしてくださいというところと一緒に、必要運動しても、もし要望を賜る側に立って、福生市さんだけならもういつでもかなえてあげたい。だけれども自衛隊さんをぜひよこしてください、減らさないでください。自衛隊さんにいてもらわないと困るのだというようなところまで、福生市が一生懸命努力した法律改正は、今の時点では全部当てはまってしまうわけです。とにかく自衛隊の基地の場合はもう何も、そんなに手当を出す必要はないのだ。そういう状況の中と一緒ではなかなか受ける側としても、大変悩んでいるのではないかと思います。だから福生市さんみたいな、そういう人たちなら、いわゆる要望に対して気持ちよく受けられるのではないかな、だからそういう面では先ほど提案しました米軍基地だけのサミット、そういう中でやはり基地交が定めないうこともサミットの中で相談していくとか、金がなかったら宝くじを売らせるとか、これはもう宝くじだって笑い事ではないのです。昔は、戦後は復興でやったものが、今もう自治省が簡単に許可して、緑化推進だの僻地医療だの、やたらと名をつけてやっているのですから。全国基地、米軍基地オンリーの宝くじ発売、結構だと思ふのです。そういうことも同じ米軍基地の中で、いろいろ共通な悩みの中から運動方針を生み出していく。ぜひひとつそういうことを呼びかけていただいて、この件については一生懸命戦っていらっしやっているだけに、やはりもっとも同じ苦労でも、苦労しがいの戦う方法もあると思うので、ひとつぜひまた頑張ってください。このように要望をいたします。

次に火災の罹災者に対する見舞金の方は、他市に比べて決して少ない方ではございませんので、これは結構だと思ひます。見舞い品についてはひとつ冬になったら、ぜひ実施できるようにお願いしたいと思います。

また仮住まいについては、二十七市の約半数が何らかの形で用意しておりますので、ひとつぜひ立派なものでなくて結構なんですから、余り立派なものだとそこに居ついてしまう恐れもありますので、本当に

そのときに雨露しのげればありがたいわけですから、そういうことであるべく早めにひとつお願いしたいと思ひます。要望で終わります。

次に、下水関係についてですけれども、平成六年の四月前に未取り付けのところについては努力していくということでございますが、まずある程度いろいろな形で御協力をお願いしたいという、いろいろな方法はあると思ひますけれども、ひとついろいろな事情が先ほどの答弁の中にもお話があったようにあると思ひますけれども、やはり受益者負担の原則ですから、最初の決めは、供用開始できる区域は三年間の間に取りつけていただきたいということで引張ってきたわけです。平成六年四月前に何とか御協力いただくように、理事者の方々もいろいろな形でひとつお願いしていただきたいたと思ひます。

それから、どうしても平成六年の四月前に取りつけてできなかった場合のくみ取りの料金については、どう考えておられるのか。さっき予算についてははっきり教えていただけませんでしたが、自区内処理の建設ですが、大体工期もあることだし、東京都の指導でもうしばらくという御答弁でしたけれども、やはり東京都の指導は指導で、進めるものは進めていかなければ、幾らこれは変わってもしょうがないと思ひます。よそを頼りましても、だれもし尿なんというのは喜んで引き受けるところなんか実際になんか思ひます。そういうことから「お互いに自区内処理をやりましょう。」ということ、この間話しかけて、別れたばかりなんです。それから、そういうことがなければ、その時点でまたひとつ考え直して、不経済だから、もう一度何とかひとつ一部組合の小さなものをつくりましょうよということ、その時点で話せばいいわけであって、東京都の指導を受けたからといって、また思い直すというような簡単な単では困るわけで、あくまでも自区内処理ということを決められたのですから、それはそれであくまでも用意していただきたい、その予算についてはあらかじめ計算しておられると思ひますので、予算はどのくらいかかるものか、工期は大体平成六年の四月末と、間に合うには工期がどのくらいかかるものか、その点もちょっと聞かせていただきたいたと思ひます。

それから、雨水対策についてですけれども、いろいろ枝線の設計というか、そういうものはできているわけですから、今取りあえずは仮称八小の校庭からあふれる水とか、あるいは雨が降るたびに污水管のふ

たをあけて流し込むというのは、水にとかく金を捨てるような、そういうようなところは何とか応急処置をしていただきたい。補正でも組んで取れるところへ取ると、設計はもうできていますから、そういうところからまずひとつ進めていただきたい。この点もう一度ひとつ、何人かの議員が毎回のようになっているのです。この後、原議員もやるようですけれども、我々やはり議員としては市民の皆さんからお願いを代表でやっているわけですから、市民の強い願いなわけですから、市長さんもこの間選挙が終わったばかりで、市民本位というように、頑張っただけで、ひとつこの点、もう一度積極姿勢というか、いわゆる現在問題になっているところ、そういったところについて、どのように処置されるか、お願いしたいと思います。

○市民部長（岩崎好亮君） 下水道事業の中の自区内処理のことでございますが、まず清掃の方のくみ取りの料金についてのことだと思いますが、これは受益者負担といえますか、そういう原則は当然貫かなければいけないのだと思うのです。したがって、その分の料金は、当然施設ができるごとに計算をして、まことに申しわけない話ですが、いわゆる未水洗化の方には、応分の負担をお願いしなければならぬのではないかと、思うに思っているわけであり、ただ幾らにするのかというのは、まだ現在のところ計算されておりませんが、恐らく平成六年のときに、どの程度の未水洗化の人がいるかによって変わりますが、恐らく現在のところの料金の倍以上はもらわないと独立採算の趣旨からすると、間に合わないのではないかと、いうことでございますので、私の方はできるだけそういうところには料金の値上げをさせていたいただきたいというふうには考えているところでございます。

それから、次に建設に対する予算はどうかということですが、そのことにつきましては、そのこういうし尿のつくっておられます業者といえますか、そういうようなところにいるいろいろ相談をしているわけがあります。東京都にも御相談をいたしました。私どもの福生市で今やっているのが一日約三トンか四トンぐらいなのですが、そういう小さな規模のし尿施設というのはなかなかないのだそうでございます。通常は十トン程度、最低十トン程度のし尿施設でないといふふうなことでございます。そんなようなことでございますので、そういうようなものをもし仮につくったということになりますと、

本体と工事で約二億円程度かかるのではないかと、こういうふう聞いております。これは私どもが専門家に聞くのと、あるいは他の市の方でもめいめいに聞いておるようでございます。大体同じような金額のことを言われております。

それから、次に工期はどの程度かかるのかというふうなことでございますが、場所にもよりますが、設計や工期の問題といたしましては約九カ月程度かかるだろうと、こういうふう聞いています。ところでございます。以上です。

○議長（赤星人君） 暫時休憩いたします。

午後二時三十分 休憩

午後二時三十一分 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（佐藤喜一郎君） それでは自席より御答弁させていただきます。

市長が先ほど御答弁申し上げましたように、問題の箇所が十二カ所あるということですが、いずれにいたしても、これにつきましては予算等の問題もございしますが、市民の方が非常に困っている場所でございます。また、私たち職員も雨が降るたびにその対策に出なければならぬという問題もございしますので、一挙にはできませんが、逐次早い時期にこういったものに取り組んで、解決していきたい、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○二十二番（宮沢良一君） 下水の受益者負担の件ですけれども、これはやはり前もって、さっき何らかの形で市民の御協力をということもお願いしたわけですから、その点も含めたことをあらかじめ前もってお願いしていかないと、いきなり四月になったから今度はこれだけいただきますといったって、払ってもらえないですよ。幾ら上げるのは自由だと、払うのも自由だと言われると困るわけで、前もって御協力していただくように、その点はやはり一年も前からだって遅くないのですから、その点そういうことをしていられるのかどうなのか。

それから予算を二億円、工期は九カ月というけれども、東京都の指導だからといって、待っていても、東京都が実際によそと合併してやりなさいと言ったって、よその地元が「いや、福生さんのはとんでもない。うちだけでもうたくさんだ。よそのし尿なんかとんでもない、反対だ」と言った場合、東京都が指導してどうかとやってくれますか。やってくれませんか。やはり自区内処理は自区内処理で進めていたのだと思います。これは期日が来れば待ったなしですから、待っていてくださいというわけにはいかないですから。これは金がかかってもしようがないと思うのです。

それから雨水対策ですけれども、予算がと、本音が出たわけですから、これは借金してでもやってくださいよ。これはもう市民の方々は雨が降るたびに困っているわけですから、これは借金してでもやってくださいよ。とにかく対象になるかわかりませんけれども、片倉跡地が今利息だけでも一年三千万円払っているのでしょう。この間また代替地を買ったわけですから、代替地の一つも買うつもりなら、解消するのではないかと。思うのです。代替地をちょっと延ばしてもらって、代替地はこれからどんどん土地は安くなるのですから、そんなに急いで買うことはないと思うのです。これはちょっと心配ですから、大体代替地はどのくらいの目標まで買うのですかって、お聞きしたのですけれども、この際、代替地を待ってもらって、利子を払うつもりなら借金したっていいと思うのです。雨降るたびに憂うつなものですから。また何人かの議員さんが、去年の選挙で「やります」と言っているわけですから。中には「いまだにできない。」と言われている議員さんもいると思うのです。ここは借金してもやってください。お願いします。以上です。

○市民部長（岩崎好亮君） 御指摘の料金の件でございますが、できるだけ前もっていろいろ積算をして皆さんにこういう状況でありますということを願ひして、平成六年四月には、西多摩衛生組合では、いわゆる尿の処理ができなくなるのだから切り回してくださいということを含めて、こういう費用がかかりますので、計算ができる段階におきましては前もってやらせていただきたいと、こういうふうに思いますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

なお先ほど申し上げましたように、他の市との状況等のことによって、単独でなく、ほかの市とも連携になることも一部考えられますので、その節はまた議員さんの方にも、議会の方にも御相談いたしまして、

決めていきたいと、こういうふうに思っていますので、よろしく願ひします。

○議長（赤星行人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、九月十日午前十時から開きます。
本日はこれをもって延会いたします。

午後二時三十七分 延会

（以下は、右ページの裏面に印刷された、ほぼ完全に見えない透写された文面が読み取れる。内容は、福生市議会定例会の招集に関する通知の本文と思われる。）

写

福総文発第千六百三十八号

平成四年九月二日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

平成四年第三回福生市議会定例会の招集について

平成四年九月二日付け、福生市告示第四十八号（別紙参照）をもって、平成四年第三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

与

福生市告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成四年
第三回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成四年九月二日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

一 期 日 平成四年九月九日
二 場 所 福生市議会議場

与

福総文発第千六百三十九号

平成四年九月二日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

議案の送付について

平成四年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第七十八号 福生市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例
- 二 議案第七十九号 西多摩農業共済事務組合規約の一部改正について
- 三 議案第八十号 平成四年度福生市一般会計補正予算（第二号）
- 四 議案第八十一号 平成四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 五 議案第八十二号 平成四年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）
- 六 議案第八十三号 平成三年度福生市一般会計決算認定について
- 七 議案第八十四号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

- | | | |
|----|---------|----------------------------|
| 八 | 議案第八十五号 | 平成三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について |
| 九 | 議案第八十六号 | 平成三年度福生市下水道事業会計決算認定について |
| 十 | 議案第八十七号 | 平成三年度福生市受託水道事業会計決算認定について |
| 十一 | 議案第八十八号 | 福生市立福生第四小学校講堂除湿温度保持工事請負契約 |

陳情第四—十号

「○」形の印影を押印と認めることを求める陳情書

(陳情の趣旨)

「○」形の印影を押印と認めることを求める。

(事実)

陳情書の取り扱いについて、議会によっては「当該陳情書にしるされた『○』は押印とは認めがたく、受理することができない。」旨の処理がされている。

しかしながら今般、同じ「○」形の押印のある陳情書について別紙(『せいがん』第20号)のとおり、都内二十三区中過半数の十二区議会が受理し、他にも七市町村議会も受理したところである。

さらに、相模原簡易裁判所でも青梅税務署でも受理しているし、法務大臣の事務においても「○」を押印と認め、申請書を受理している。

「印章」について書物には、「印影(印を押した跡の形)及び印影を顕出させるために必要な文字または符号を刻んだ物体である印形をいうとするのが判例である。」(四一ページ「新法律学辞典」有斐閣)

(理由)

貴議会規則における「押印」の「印」の概念規定については、憲法第十六条及び請願法の趣旨に則り、「印鑑」ではなく「印章」を基本とし、戸籍法施行規則第六十二条を

も考慮すべきである。

戸籍法施行規則・第六十二条(署名・押印・代書・ぼ印)

届出人、申請人、その他の者が署名し、印をおすべき場合に、印を有しないときは署名するだけで足りる。署名することができないときは、氏名を代書させ、印を押すだけで足りる。署名することができず、且つ、印を有しないときは、氏名を代書させ、ぼ印するだけで足りる。

平成四年七月二十八日

陳情者

瑞穂町石畑六六九 都営二—一〇五—二

斎藤隆男 (印)

福生市議会議長

赤星行人殿